

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月7日

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 執行機関の別 | 1:都道府県知事・市区町村等 | ▼ |
| | <input type="radio"/> 知事 | <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 高知県 | |
| 3. 市区町村名 | 香美市 | |
| 4. 届出番号 | | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1 | |
| 6. 独自利用事務の対象者 | ひとり親家庭 | |
| 7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日 | 平成27年12月18日 | |
| 8. 保護評価の実施の有無 | 1. 有 | ▼ |
| 9. 評価書番号 | 14 | |
| 10. 保護評価書の名称 | 医療費助成事務 | |
| 11. 保護評価書のURLリンク | https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=高知県香美市&ev_name=医療費助成事務&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=3&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=3&count=20&search=検索 | |
| 12. 委任関係 | | ▼ |

執行機関名 香美市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|------------|---|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成19年香美市条例第37号)による女子又は男子と児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 65 | |

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第3の項 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成19年香美市条例第37号)による女子又は男子と児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号) | 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成19年香美市条例第37号) |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって(母子家庭等及び寡婦)の福祉を図ることを目的とする。 | 第1条 この条例は、(ひとり親家庭)に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、(ひとり親家庭)の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成19年香美市条例第37号)香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(平成19年香美市規則第31号) |